

高知県地域防災計画の修正概要（令和元年11月）

高知県地域防災計画について

高知県の地域に係る防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるもの。災害対策基本法第40条の規定により、防災基本計画に基づき、都道府県地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

修正の主な内容

近年、全国各地で発生し大規模災害となった風水害や大地震の教訓等をもとに修正された国の防災基本計画等の内容を反映するとともに、本県独自に取り組んでいる対策の実態を踏まえて、防災のために行うべき業務の大綱を修正する。

一般対策編

1. 風水害対応の教訓を踏まえた県独自の修正

(1) 「豪雨災害対策推進本部」を追加

平成30年7月豪雨災害を踏まえて新設した「豪雨災害対策推進本部」において、平時からハード・ソフト両面での豪雨対策などを部局横断的に検討

(2) 「災害対策本部タイムライン」に基づく対応を追加

平成31年4月に作成した「台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン（防災行動計画）」に基づき迅速かつ効果的な防災行動を実施

(3) 応急救助機関受援計画等に基づく対応を追加

応急救助機関受援計画及び航空部隊受援計画に基づき、全国からの応急救助機関の応援の受入及び相互調整を実施

2. 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(1) 県の受援体制の確保

(2) 県及び市町村の業務継続性の確保

(3) 5段階の警戒レベルによる防災情報の提供

(4) 情報伝達手段の多重化

(5) 県による人的被害の数の一元的集約、調整

(6) 市町村による避難勧告等の変更

「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」、「災害発生情報」

(7) 「屋内安全確保」等の避難方法の周知

(8) 避難行動をとりやすい時間における情報提供

(9) り災証明書交付に係る体制整備 等

3. その他

組織改編（保健医療調整本部の設置）に伴う修正など所要の事項を修正

地震及び津波災害対策編

1. 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の変更に伴う修正

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を追加

南海トラフ地震臨時情報に対する、行政、ライフライン、公共交通等、各分野における防災対応の方向性を明記

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

・県、市町村、放送事業者は、地域住民に密接に関係のある事項について周知し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけ

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

・あらかじめ定めた地域に対して避難勧告等を発令し、事前避難を行うことや関係機関における対策など、1週間、後発地震に対して警戒する措置について明記

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

・施設・設備の点検等日頃からの地震への備えを再確認する

(2) 事業所による自主防災体制の整備を追加

(3) 避難所運営に対する支援を追加 等

2. その他

(1) 災害対策本部規程改正に伴い配備基準等を修正

(2) 重点的な取組を修正 等

附属資料

土砂災害警戒区域の指定状況を反映するなど、附属資料を修正